

## 令和2年度 第4回定例教育委員会 議事録

■ 日 時 令和2年7月20日（月）午後3時00分～午後3時52分

■ 場 所 和東町体験交流センター 会議室

■ 出席委員 教育長 西 本 吉 生  
教育長職務代理者 石 橋 常 男  
委員 村 田 年 宏  
委員 上 村 恵 子  
委員 植 田 宏 和

■ 欠席委員 委員 0人

■ 説明員 教育次長 竹 谷 秀 俊  
学校教育課長 竹 谷 正 則  
生涯学習課長 南 和 昇  
学校教育指導主事 浅 田 平 詔

■ 事務局 教育次長 竹 谷 秀 俊  
学校教育課課長補佐 城 野 成 子  
学校教育指導員兼社会教育指導員  
稲 垣 公 美

■ 傍聴者数 0人

### ■ 議事日程

- 日程1 議事録の承認
- 日程2 議事録署名委員の指名
- 日程3 会期の決定
- 日程4 諸般の報告
- 日程5 議案第12号 相楽東部広域連合立学校運営協議会委員の任命に係る専決処分の承認について
- 日程6 議案第13号 相楽東部広域連合文化財保護条例施行規則の制定について
- 日程7 その他

## ■ 議 事

西本教育長

ただ今から、令和2年度第4回定例教育委員会を開会します。

日程第1、「議事録の承認」を議題とします。第3回定例教育委員会の議事録は、事前に配布しております。お目通しいただいていると思います。議事録について、ご意見、ご質問をお受けしたいと思います。質問等のある方は挙手願います。

(各委員よりないとの声あり)

西本教育長

特に、ご意見、ご質問がありませんので、これを承認することとします。

日程第2、「議事録署名委員の指名」を行います。本日の議事録署名委員は、植田委員に願います。

日程第3、「会期の決定」を議題とします。お諮りします。本定例会の会期は、本日、1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(各委員より異議なしとの声あり)

西本教育長

異議なしと認めます。したがって本定例会の会期は、本日、1日間に決定します。

日程第4、「諸般の報告」を行います。

諸般の報告、1番、教育課程編成届（再編成）について、指導主事から報告します。

浅田学校教育指導主事

去る5月13日の会議で、4月1日からの予定で説明させていただきましたが、コロナの関係で再開の5月27日からの教育課程の再編成について説明をさせていただきます。資料の教育課程編成届、再編成の分ですが、臨時休業をした28日間の回復としまして、夏季休業の短縮により回復が15日間、冬季休業の短縮により回復が2日間で、計17日間の授業日数を生み出して、残り11日間分についてはそれぞれの学校が工夫して標準授業時数を確保しております。例えば、ふるさとフェスタであったり、体育大会、また、運動会、学習発表会等の行事を見直したり、或いは中止したり、また、半日開催で規模を縮小して、当日とその取組に係る時間を授業として確保しております。また、水曜日を6時間授業で計画し、或いは掃除の時間の短縮であったり、昼休みのすいすいタイムを工夫したり、また、帯の時間を工夫するなどして各校授業時間を確保して教育課程を再編成いたしました。また、行事ですけれども、小・中学校とも修学旅行につきましては、現段階では実施の方向で計画をしております。3小学校は、合同で10月2日、3日に三重県に、和東中学校は、当初の5月から9月26日に変更して福岡県を計画しておりますが、昨今の事情から、最終判断については8月中を目途にしているということになっております。笠

置中学校は、当初の5月から10月18日で東京を計画しておりましたが、方面を石川県金沢市に変更して、今、計画を進めている段階です。また、運動会、体育大会は規模を縮小して実施します。半日開催で予定しているところもあります。ただし、予備日の予備日は、和東中学校と笠置中学校で日が異なり、平日の実施になります。中学校の合唱による中中連携を行っておりましたが、今年度は中止となっております。主な行事につきましては、以上です。

#### 西本教育長

教育課程の再編成ですが、11日間が足りなくなってきた、それを基本的には予備時数が沢山ありますから、それを充てるというところで組んだのが、もう一度それぞれの学校でということを出したのが、この教育課程の編成届になっております。例えば、笠置小学校ですが、これでいけば6年生で「その他の活動時間数」がマイナス3になっております。基本的には水曜日は6校時はやらないというふうになっておりますが、今のところ6校時を入れておるのが、南山城小学校が水曜日に6校時を入れたのをそこに出してきております。かなり「その他の活動時間数」というところが増えていきます。あと、中学校の方も授業時数を見ておって心配をしていたのですが、3年生につきましても一応これでクリアしているから、例えば、和東中学校でしたら、1年生・2年生は、まだ予備時数が60時間あります。笠置中学校もそれぐらいはあります。70時間もある。3年生は、和東中学校の場合、これでギリギリということです。今年は、1学期の終業式が8月7日になります。いわゆる真夏日です。かなり厳しいことが想定されるのですが、夏休みにつきましては、コロナ禍のもとでの学校生活で、疲れやストレスがかなり子どもらにも溜まっていますので、2週間ちょっと、16日間になるのですが、夏休み期間は心身ともにゆったりとさせて、十分に休ませてやろうということで、校長会の方では確認をしております。教育課程の編成について、よろしいでしょうか。特に、ご質問ありませんか。よろしいですか。それでは、次の2番から6番までは、学校教育課長から説明してください。

#### 竹谷学校教育課長

報告の2番、令和2年度補正予算（第1号）についてです。明日、21日開催の連合議会定例会において、新型コロナウイルス感染症対策に係る補正予算を提案することとしております。学校ではマスクの着用、ハンドソープを使い流水による手洗い、手指のアルコール消毒の励行や多くの児童生徒が使うドアノブや机などは毎日消毒を実施しており、今後来ると言われている第2波、第3波に備え、マスク、アルコール消毒液、ハンドソープ及び非接触式体温計などの購入に係る予算を計上しています。また、文部科学省が推進しています「GIGAスクール構想」における一人1台端末購入に係る予算も計上しているところです。

報告の3番、中学校「体育大会」及び小学校「運動会」の日程についてです。先ほどの説明にもありましたが、中学校の体育大会は、2校ともに9月12日土曜日に、小学校の運動会は、3校ともに9月26日土曜日に開催されることになっております。雨天の場合は、

小中学校ともに順延する予定になっています。また、今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、時間短縮や接触を伴う演技の見直しなどを行うよう学校に指示しているところです。教育委員の皆様にもご出席いただきたいと思っておりますので、ご予約いただきますようよろしくお願いいたします。出席いただく学校の割振りについては、次回の定例教育委員会で協議いただく予定です。なお、現時点では実施としていますが、今後のコロナ禍によっては見直されることもありますので、ご承知おき願います。

報告の4番、やましろ未来っ子小学校EKIDENの中止についてです。山城地域の児童が集い、交流を深め、体力・運動能力の向上と競技スポーツの振興を図るやましろ未来っ子小学校EKIDENは、例年12月に府立山城総合運動公園（太陽が丘）陸上競技場で、山城地域の小学5・6年生が1チーム6区間を競い合うもので、連立の学校も参加しているところです。しかし、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止となりました。以上です。

#### 西本教育長

小学校の運動会、中学校の体育大会については、今も言いましたように、この間の校長会でも確認したのですが、今のところはやるというところを進めております。近隣の精華町、木津川市は、体育大会、運動会はすべて中止です。連合は、先ほども申しましたように、例年通りの運動会というのはとても無理です。だから内容としても3密を避ける。例えば、接触のあるような演技・競技は避けるということです。また、実質、短縮の方向でということになります。縮小です。何でもかんでも行事を中止するというのは、子どもにとって張り合いがありません。あと、来賓の招待をどうするか。これも先ほどありましたように、コロナの進捗状況によって考えてみたいなと思っております。情報によると宇治市や精華町で休校措置をとっている学校もあるというふうに聞いておりますから、ちょっと予断を許さないというところです。コロナウイルスについては、これまで一斉に臨時休校に入りましたが、これからの第2波、第3波は別にして、児童生徒にコロナ感染者が出たという場合は、インフルエンザと一緒です。学校ごとに臨時休校をしていくことになっています。連合で感染者が出ないように頑張ってくれたらなと思っております。4番の未来っ子EKIDENですが、これは山城です。相楽の小体連の駅伝ですが、未来っ子に向けて駅伝大会をやっておったのですが、今のところ不動川公園でやっております相楽地方の小学校駅伝も中止になるという方向で検討していると聞いております。2番から4番までよろしいでしょうか。いいですか。それでは、5番から10番までは、生涯学習課長から説明してください。

#### 南生涯学習課長

報告の5番、令和2年度補正予算（第1号）について、生涯学習課の新型コロナウイルス感染症対策関連分を説明します。感染拡大防止の対策をとるため、南山城村分室、笠置町分室、和束町分室、和束町史編さん室、各図書室等を含む生涯学習課全体の年間事業に対しまして、必要と思われる消毒液（手指・対物用）、また、マスク、非接触型体温計など

を一括して予算計上いたしました。補正額は33万円です。主に行事・イベント用に使用させていただきたいと思います。

報告の6番、和東町史編さん事業の進捗状況についてご説明させていただきます。(1)の第6回和東町史編集委員会は、会議を開いて、昨年度の取組、進捗状況の報告、本年度の事業計画等について審議をいただく予定をしておりましたが、学識経験者の委員の大半が大学の先生であり、現在、大学でも学生を登校させずリモート授業を行っております。また、遠方からの参加によるため、コロナ感染予防としまして委員の中にはオンライン会議を実施してほしいと要望もされてきました。しかし、機材等の対応ができないので、今回は会議にかわり、資料を送付し、書面での確認、協議、意見を伺うという形をとらせていただきました。内容については、昨年度の事業実施状況、活動状況及び事業運営評価、令和2年度の事業運営計画、調査年間計画等です。現在は、各委員からの意見や承認の可否について集計中です。(2)の第6回古文書講座については、古文書に興味があるがこれまで触れる機会がなかった方、また、これから古文書の勉強を始めてみたい初心者の方におすすめの講座で、昨日(7月19日)に和東町体験交流センターで実施され、10名の参加がございました。参加者は熱心に受講されておりました。今回のテーマは原山の不空寺金蔵院でした。

報告の7番、伝統文化伝承事業「陶芸教室」の実施についてです。日時は、令和2年7月21日の火曜日、午前10時から、明日です。場所は和東町体験交流センターです。7月17日現在で、定員10名に対し7名の申込があります。

報告の8番、大人もWakework体験事業「石のはんこ塾」の実施についてです。日時は、令和2年8月1日の土曜日、第1回目が午後1時から、第2回目が午後3時からです。場所は和東町体験交流センターです。現在、申込期間中であり、4名の申込をいただいております。

報告の9番、相楽小学生ソフトボール大会の中止についてです。例年、8月下旬に、和東運動公園グラウンドで行われておりますが、今年度につきましては、新型コロナウイルスの感染防止の影響により大会が中止になりました。

報告の10番、「令和3年成人式」の日程についてです。日時は、令和3年1月11日の月曜日・成人の日、午後1時30分から、場所につきましては、南山城村文化会館「やまなみホール」です。昨年の対象者は、笠置町、和東町及び南山城村合わせて50名でした。以上です。よろしくお願いいたします。

西本教育長

生涯学習課の関係でご質問等ございませんか。相楽の小学生ソフトボール大会も中止になったのは初めてです。夏休みも短いですし、練習する機会もないし、3密を避ける。特に、夏は新型コロナウイルスと熱中症ということから中々イベントというのは厳しい状況にあります。連合では体験活動として工作とか何かを準備しているのですか。

南生涯学習課長

8月19日に3町村で木工教室を予定しております。

西本教育長

今年は木工だけですか。

南生涯学習課長

今年は木工教室だけです。笠置町産業振興会館で予定しております。

西本教育長

諸般の報告は、以上です。

日程第5、「議案第12号 相楽東部広域連合立学校運営協議会委員の任命に係る専決処分の承認について」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第12号、相楽東部広域連合立学校運営協議会委員の任命に係る専決処分の承認について。上記の議案を提出する。令和2年7月20日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則第8条の規定により、学校運営協議会委員を任命する必要が生じましたが、会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、相楽東部広域連合教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任する規則第3条第1項の規定によって専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

竹谷学校教育課長

議案第12号について、説明させていただきます。先の5月開催の定例教育委員会において、学校運営協議会の設置等に関する規則について承認をいただきました。本規則第8条では、協議会委員は教育委員会が任命するとされており、協議会の業務を早急に進める必要があることから6月15日付けで任命、本会議を招集する時間的余裕がないことから専決処分を行っております。なお、専決処分を行ったときは、教育長は次の教育委員会において報告するとともに、その承認を求めなければならないとなっております。それに基づき承認を求めるものでございます。委員ですが、保護者や地域住民、教職員などを任命しています。委員の皆さんには学校運営に参画していただき、地域と共にある学校づくりについて協議いただくこととなります。任命した委員の方々を申し上げます。

笠置小学校学校運営協議会委員、笠置寺住職の小林慶昭さん。主任児童委員の北川一美さん。社会教育委員の中定己さん。PTA会長の坂本英人さん。笠置小学校の中熊貴史校長。笠置小学校の杉田賢知教頭。笠置小学校の西村亮教務主任。以上7名です。

南山城小学校学校運営協議会委員、元南山城村青少年育成協議会会長の波多野幸雄さん。社会教育委員の西部清志さん。元PTA本部役員の村田信子さん。人権擁護委員の福田将人さん。主任児童委員の森本恵子さん。南山城保育園職員の石川久代さん。読書ボランテ

ィア代表の西上道代さん。南山城小学校の吉田隆司校長。以上8名です。

笠置中学校学校運営協議会委員、笠置地域学校協働本部実行委員長の山本幸男さん。保護司の南仁志さん。元教育委員の北口弘子さん。山城教育局教職員支援アドバイザーの大仲順子さん。PTA本部役員の松本孝子さん。笠置中学校の井上弘規校長。笠置中学校の齋藤昌宏教頭。笠置中学校の松田佳人教務主任。以上8名です。

なお、委員の任期は2年と定められていますが、経過措置として今年度の途中に任命する委員の任期は、令和2年6月15日から令和4年3月31日までとなっております。以上で議案第12号に関する説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

西本教育長

笠置小学校が7名、南山城小学校が8名、笠置中学校が8名ということになっております。なお、南山城小学校の波多野幸雄さんですが、ここには、元南山城村青少年育成協議会会長となっておりますが、現在、南山城村地域学校協働本部の委員長をさせていただいております。笠置中学校の山本幸男さんは、笠置地域学校協働本部実行委員長という形で出てもらっているということです。これは前にも言いましたように、京都府としてもコミュニティースクールと地域学校協働本部が一体となった取組を推進するということをテーマにしておりますので、地域学校協働本部から代表が入ってもらっているということは、やり易いんじゃないかなと思っております。学校によって教職員が校長、教頭、教務3人が入っているところと、委員としては校長だけのところがあります。南山城小学校は校長だけになっておりますが、会議には事務局として教頭も教務も出席する予定をしております。これより質疑を行います。質問のある方は挙手をお願いします。

(各委員から特にないとの声有り)

西本教育長

よろしいですか。それでは特にご質問、ご意見がありませんので、これより採決をします。議案第12号、相楽東部広域連立学校運営協議会委員の任命に係る専決処分の承認について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第12号は承認されました。

日程第6、「議案第13号 相楽東部広域連立文化財保護条例施行規則の制定について」を議題とします。議案を説明してください。

竹谷教育次長

議案第13号、相楽東部広域連立文化財保護条例施行規則の制定について。上記の議案

を提出する。令和2年7月20日提出。相楽東部広域連合教育委員会教育長 西本吉生。提出の理由。相楽東部広域連合文化財保護条例に基づき、相楽東部広域連合管内の住民に対し郷土に対する認識を高めるため、歴史上又は芸術上、学術上価値の高いもの、住民生活の推移を理解するため欠くことのできないもの、鑑賞上価値の高いもの、また管内に所在する文化財で特に重要と認められるものを、連合指定文化財として指定し、円滑に事務を進めていくために制定するものです。

#### 南生涯学習課長

議案第13号の相楽東部広域連合文化財保護条例施行規則の説明を行います。資料につきましては、本日お渡しさせていただきました「参考」と書いてあります文化財保護条例とお手元の資料を見ながらお願いしたいと思います。主なものを説明させていただきます。条文は全部で12条、様式については第1号から第9号までです。内容は、相楽東部広域連合指定文化財の指定、解除、変更についてです。現在、連合指定の文化財はありませんが、これから相楽東部広域連合文化財保護条例並びに指定の基準に関する要綱に基づき、連合指定文化財を指定していくための様式等を規則で定めるものです。参考ですが、連合管内の国指定の文化財は16件、府指定の文化財は42件です。

先に条例の1条、3条、8条を読み上げさせていただきます。(目的)第1条 この条例は、文化財保護法第182条第2項の規定に基づき、笠置町、和束町及び南山城村にある文化財を保存し、かつ、その活用を図ることによって住民の郷土に対する認識を高めるとともに文化の向上に資することを目的とする。(指定)第3条 相楽東部広域連合教育委員会は、町村に所在する文化財(国又は京都府の指定文化財を除く。)のうち、町村にとって特に重要と認められるものを相楽東部広域連合指定文化財に指定することができる。(文化財保護委員会)第8条 文化財の保存及びその活用について調査し、及び審議するため、相楽東部広域連合文化財保護委員会を設置する。この条例に基づきまして、規則を制定させていただきました。

それでは、規則の第1条、目的から説明します。(目的)第1条、こちらにつきましては、相楽東部広域連合文化財保護条例(平成21年条例第15号)の施行に関し、必要事項、様式を定めることを目的としております。(指定の同意)第2条 条例第3条第2項によれば、未指定の文化財を指定しようとする場合は、指定しようとする文化財の所有者、または、占有者の同意を得る必要があると定められていますので、本施行規則第2条で別記第1号様式を同意書として定めるものです。(指定書)第3条 条例第3条第4項によれば、未指定文化財が連合指定文化財に指定された場合は、指定された文化財の所有者等に指定書を交付して通知すると定められています。本施行規則第3条で別記第2様式を指定書として交付することを定めるものです。第4条は指定書の再交付です。(指定台帳)第5条 条例第3条により指定した文化財については、別記第4号様式を文化財指定台帳として登載することを定めるものです。(指定の解除)第6条 条例第4条によれば、連合指定された文化財が、第1号から第5号のいずれかに該当した場合は、指定を解除することができる定められていますので、別記第5様式を指定解除通知書として定めるものです。第7

条は、現状変更です。第8条は、管理責任者の選任及び解任届に関する規定です。第9条は、滅失等の届けに関する規定です。第10条は、所有者等の変更届に関する規定です。第11条は、文化財所有者の変更に係る指定書の引き渡しに関する規定です。第12条は、補則です。以上、議案第13号の説明を終わります。よろしく申し上げます。

西本教育長

連合指定文化財の指定、解除、変更、並びに様式の制定を提案するものです。数年前に連合議会でも出ました。特に、連合指定も必要ではないかというところですか。だから、文化財も国指定、府指定、それから連合指定という形になってくるというところですか。現在、この連合指定に値する文化財というのは何件ほど考えているのですか。

南生涯学習課長

文化財保護委員から抽出していただいた件数は二百件余りです。今後、その内容を精査して、現地に行って調査をし、文化財保護委員会で専門の先生を交えて連合指定を検討しようということですか。

西本教育長

これより質疑を行います。質問のある方は挙手を願います。

(各委員から特にないとの声有り)

西本教育長

特にご質問、ご意見等ないようですので、これより採決をします。

議案第13号、相楽東部広域連合文化財保護条例施行規則の制定について、承認される方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

西本教育長

挙手全員です。よって議案第13号は承認されました。

日程第7、その他です。諸報告事項の①から⑥までは、事前に配布しております。何かご意見、ご質問はございませんか。よろしいですか。

(各委員から特にないとの声あり)

西本教育長

特にご意見、ご質問がありませんので、2の次期定例教育委員会の開催日程について、事務局から説明をしてください。

竹谷教育次長

次回の開催日程は、8月28日の金曜日、午後1時から、この会議室です。議案は、中学校の教科用図書の採択の件と点検評価委員の委嘱の件です。

西本教育長

この教科書関係につきましては、第2回山城教科用図書採択地区協議会が7月27日にあります。ここに私と石橋職務代理者の2人が採択委員として出席をします。基本的には、この協議会で使用する教科書を協議して、持って帰ってきます。教科書の採択につきましては、最終的にはそれぞれの市町教育委員会が採択することになっておりますので、その採択に関する会議となります。教科書、国語から順番に、最後、特別の教科 道徳です。この日は長時間になります。8月28日の午後1時でよろしいでしょうか。

(教育長、委員により「8月の定例教育委員会の日程」を協議する。)

西本教育長

次期定例教育委員会は、8月28日の金曜日、午後1時から開催します。

以上で、令和2年度第4回定例教育委員会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

〈午後3時52分閉会〉

— 了 —